

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

<目的・定義>

売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う「売春防止法」からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

→困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

※「困難な問題を抱える女性」とは、**性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）**をいう

<基本理念>

①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整えること

②支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること

項目	概要
第4条 国・地方公共団体の責務	困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を明記
第5条 関連施策の活用	福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用
第6条 緊密な連携	①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携
第7条・8条 基本方針・基本計画等	厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村計画の策定に努める

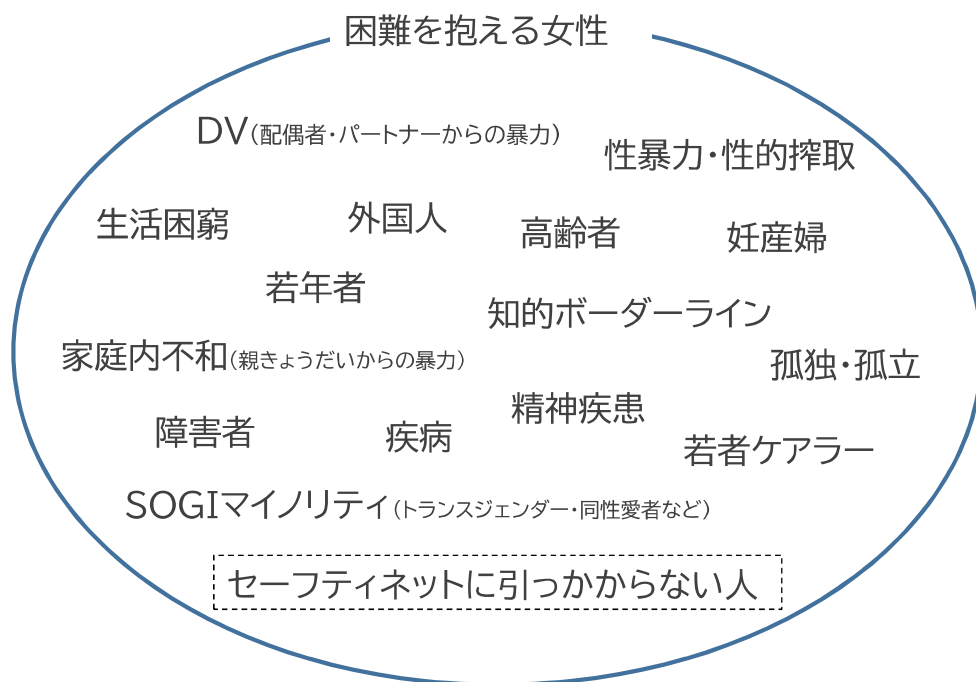
埼玉県はR8年度末までに全市町村が計画を策定することを目指すとしている

項目	概要
第9条 女性支援センター（旧婦人相談所）	①女性の立場に立った相談、②一時保護（※）、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う * 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援（※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定）
第12条 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）	困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立のための生活支援を行い、あわせて対処した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）
第13条 民間団体との連携	民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等への方法により、発見、相談等の支援
第15条 支援調整会議	地方公共団体は、単独で又は協働して支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う（※構成員の守秘義務・罰則も規定）
第16条 教育・啓発	①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする
第17条 調査研究の促進	効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等
第18条 人材の確保・養成・資質の向上	支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等
第19条 民間団体に対する援助	

- 1 施行期日 令和6年4月1日
- 2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適正な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）
- 3 関係法律の正義 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

「困難な問題を抱える女性」に該当するのは？

- ➡ 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)



第4次越谷市男女共同参画計画前期実施計画 事業一覧

		No	事業名	所管課所	男女共同参画の視点からの事業目的	手 段
男女共同参画社会形成のための意識啓発	広報・啓発の充実	1	男女共同参画推進のための講座等の開催	男女共同参画支援センター	市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進を図る。	男女共同参画に関する講座や講演会等を年1回程度開催する。
		2	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画支援センター	市民に、男女共同参画に関する情報をわかりやすく発信することで、意識啓発、理解促進を図る。	年2回定期的に男女共同参画情報誌を発行する。毎回テーマを定めた特集を掲載する。
		3	男女共同参画情報を選択・判断する力を育成する事業の実施	男女共同参画支援センター	インターネット、スマートフォンなど多様化するメディアから発信されるジェンダー(社会的・文化的に作られた性差)に関する情報をうのみにせず、主体的に読み解き、活用する能力を高める。	メディアから発信される情報を選び取る力、見極める力を養うための講座の開催やパネル展示等を行う。
		4	男女共同参画推進のためのパネル展示等の実施	男女共同参画支援センター	市民の男女共同参画に関する理解を広め、男女共同参画の推進を図る。	国の男女共同参画週間等に合わせて、パネル展示等を行う。
		5	男女共同参画推進のための出前講座等の実施	男女共同参画支援センター	市民の男女共同参画に関する理解を広め、男女共同参画の推進を図る。	地区センター等において、男女共同参画に関する講座、パネル展示等を実施する。
		6	男女共同参画推進週間における事業の実施	男女共同参画支援センター	市の男女共同参画推進週間に合わせて、市民団体と協働で男女共同参画の推進を図る。	男女共同参画支援センターの周年事業(セタフェスタ)を、登録団体その他の市民団体と協働で実施する。
		7	市民との協働による事業の実施	男女共同参画支援センター	市民との協働による事業を企画実施することにより、男女共同参画に関する理解を深める。	公募した市民で構成する企画委員等との協働により、事業を実施する。
		8	支援センター登録団体等との協働による事業の実施	男女共同参画支援センター	市民との協働による男女共同参画の推進を図る。	男女共同参画支援センターの登録団体および他の市民団体との協働により、男女共同参画に関する講座の企画、運営を行う。
		9	男女共同参画に関する図書の貸出し	男女共同参画支援センター	市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進を図る。	男女共同参画に関する図書の貸出しを実施する。
		10	ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のための啓発	人権・男女共同参画推進課	市の各課所に、性別による固定的イメージが含まれる刊行物等を作成することがないよう意識啓発を図る。	ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のガイドラインを作成するとともに、ガイドラインに沿って刊行物等が作成されているかを定期的に確認し、各課所に通知する。
		11	市民への男女共同参画苦情処理委員の周知	人権・男女共同参画推進課	男女共同参画の推進に関する市の施策や、男女共同参画の推進を妨げる事業に対して、市民が必要となきいつでも苦情の申し出ができるように、苦情処理委員の周知を図る。	広報紙やホームページに男女共同参画苦情処理委員の情報を掲載するほか、随時チラシ等を用いて苦情処理委員の周知を行う。
		12	職員に対する男女共同参画の啓発	人事課	男女がともに能力を発揮できる職場環境を形成するため、男女共同参画に関する研修を実施することにより市職員の理解を深め、意識啓発を図る。	男女共同参画に関する研修を実施する。
	性の多様性に関する理解の促進と支援	13	性の多様性の理解促進に関する講座の開催	男女共同参画支援センター	市民に、性の多様性の理解を促すとともに、互いに尊重し合う意識の啓発を図る。	性的少数者への理解を深める講座を開催する。
		14	性的少数者への理解促進のための職員研修の実施	人権・男女共同参画推進課	市職員が性的少数者への正しい理解と認識を深め、窓口等において、配慮した対応ができるよう、意識啓発を図る。	性的少数者への理解を深める研修を実施する。
		15	性的少数者への理解促進のための啓発	人権・男女共同参画推進課	市内事業者に性的少数者への正しい理解を深めるため、意識啓発、理解促進を図る。	性的少数者への理解を深めるリーフレットを市内事業者へ配付する。
	国際理解の推進	16	国際的な動向についての情報提供	人権・男女共同参画推進課	男女共同参画の取り組みは国際的な動向と密接に連動しているため、国際的な動向についての情報を市民に提供し、男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。	男女共同参画に関する国際的な動向について、情報提供を行う。

		No	事業名	所管課所	男女共同参画の視点からの事業目的	手 段
男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	学校等における男女共同参画視点を踏まえた教育の推進	17	家庭における固定的な役割分担意識の解消に関する講座の開催	男女共同参画支援センター	家庭において保護者に子どもが小さいうちから男女共同参画の視点に基づいた関わりを持つことの必要性を認識してもらう。	保護者に向けて、性別による固定的役割分担意識にとられない子育てなど、ジェンダーの視点を踏まえた家庭教育に関する講座を開催する。
		18	保護者に向けた啓発資料の配付	人権・男女共同参画推進課	家庭で男女共同参画の視点に基づいた教育が行われるよう、保護者に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。	保育所(4歳クラス)、小学校3年生、中学校1年生の子を持つ保護者全員に男女共同参画意識の啓発資料を配付する。
		19	教職員に向けた啓発資料の配付	人権・男女共同参画推進課	男女共同参画の視点を踏まえた学校教育が行われるよう、教職員の男女共同参画に関する理解をさらに深める。	市立の小中学校教職員全員に、男女共同参画意識の啓発資料を配付する。
		20	若年層に向けた男女共同参画推進条例リーフレットの配付	人権・男女共同参画推進課	できるだけ早い時期から男女共同参画の考え方を理解するよう、若年層に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。	小学6年生全員に市の男女共同参画推進の基本的な考え方である「越谷市男女共同参画推進条例」のリーフレットを配付する。
		21	教職員への男女共同参画に関する研修会の実施	指導課	男女共同参画の視点を踏まえた学校教育が行われるよう、教職員に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。	教職員に向けて男女共同参画に関する研修会を行う。
		22	キャリア教育の推進	指導課	児童生徒に、性別による固定的役割分担にとられないキャリア形成ができるよう、男女共同参画に関する意識啓発を図る。	キャリア教育を実践するため、中学校ではさまざまな職業についての調査・体験、小学校では地域の方との交流などを行う。
女性の活躍の推進	女性の人材育成と審議会等への登用の推進	23	審議会等における女性の登用推進のための講座の開催	男女共同参画支援センター	主として女性に、審議会等への参画についての意識を高め、審議会等における女性の登用を推進する。	審議会等への女性の参画を支援するための講座を、人権・男女共同参画推進課と連携して開催する。
		24	審議会等への女性の登用推進	人権・男女共同参画推進課	市の審議会等における女性の登用を推進する。	行政推進会議及び幹事会で全庁的に働きかけを行う。審議会委員の改選時期に合わせて、女性の登用について各課に対して個別に働きかけを行う。
		25	男女共同参画チャレンジリスト登録者への情報提供	人権・男女共同参画推進課	市民(チャレンジリスト登録者)に、審議会委員の公募に関する情報提供を行い、審議会等における女性の登用を推進する。	審議会への女性の参画を支援するための講座受講者等のうち、希望者にチャレンジリストに登録してもらい、公募委員を募集する各審議会の情報を提供する。
		26	女性職員の人材育成・登用促進	人事課	政策決定過程における男女共同参画を推進するため、行政内部においても、女性人材の能力開発、登用を促進する。	女性職員を対象としたエンパワーメント研修等を実施する。
		27	女性消防吏員の活躍支援事業	消防総務課	女性の視点に立って市民へ消防の魅力を広く発信するとともに、男性・女性問わず活躍できる職場づくりを推進し、女性消防吏員のさらなる活躍を通じ、住民サービスの向上や組織の活性化を図る。	女性消防吏員の執務環境の改善や女性が消防職務を継続していくため、柔軟な職域拡大の推進、研修機会の拡大などに取り組み、支援する。
	女性の就業・起業のための支援	28	女性のための就職支援セミナー	経済振興課	女性の就職へ向けた能力向上等を支援し、さらなる活躍の推進と働き手の確保を図る。	就職活動に必要な適性診断や採用面接での自己PRをテーマとしたセミナー(講座)を開催する。
		29	女性の就業支援事業	経済振興課	女性の就職支援の一環として専門のキャリアコンサルタントを配置、就職に向けたきめ細かな総合的カウンセリングを実施し、早期就職の促進を図る。	委託事業としてキャリアコンサルタントを配置し、個別にカウンセリングを実施する。
		30	女性起業家の育成支援	経済振興課	女性の創業を促進し、新たな産業や雇用の創出及び市内産業の振興を図る。	女性の創業希望者や創業間もない方を対象に創業相談及び創業支援セミナーを実施する。また、創業に係る費用の補助を行う。
		31	女性の起業支援に関する講座の開催	男女共同参画支援センター	女性が主体的に能力を発揮できる力(エンパワーメント)をつけるための学習機会を提供し、起業を視野に入れた女性の能力向上を図る。	女性が企業で働くだけでなく、起業する、NPOを立ち上げるなど、多様な働き方の選択ができるようなワークショップを中心とした講座を開催する。
		32	家族経営協定の推進	農業振興課	市内で農業を営む世帯における女性従事者の労働環境を維持する。	農業を営む家族間の話し合いのもとで共同経営環境の取り決めをする「家族経営協定」の普及拡大のため、農家への戸別訪問による啓発パンフレットの配布や制度説明、農業団体へのPRなどを行う。
		33	女性の農業従事者支援	農業振興課	市内の農業に携わる女性組織の活動を支援し、農業における女性の地位向上や経営参画推進を図る。	JA越谷市女性部が実施する、農業経営に関する講座及び先進事例の研究、地域交流活動など支援するための補助金を交付する。
	ハラスメント対策の充実	34	就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の開催	男女共同参画支援センター	市民に就労に関する法制度や職場におけるハラスメントについて普及・啓発を図る。	配偶者控除、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法など、就労に関する法制度、職場におけるハラスメントについて講座を開催する。
		35	ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止やハラスメント防止の普及・啓発	人権・男女共同参画推進課	市内の事業者、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)やハラスメント防止について普及・啓発を図る。	ワーク・ライフ・バランスに関係する取り組みを行っている市内の事業者インタビューし、その効果などをまとめるとともに、ハラスメント防止を含めたリーフレットを市内事業者へ配付する。
		36	職員に対するハラスメント対策の充実	安全衛生管理課	ハラスメントのない、男女がともに能力を発揮できる職場環境を形成するため、職員に対する意識啓発を図る。	ハラスメントに関する研修等を実施する。

		No	事業名	所管課所	男女共同参画の視点からの事業目的	手 段
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	37	事業者を対象とした男女共同参画に関する事業の実施	男女共同参画支援センター	事業者に男女共同参画意識の普及・啓発を図り、職場における男女共同参画を推進する。	事業者を対象として、ワーク・ライフ・バランスなどに関する講座、パネル展示等を実施する。
		38	男性職員の育児休業取得のための啓発	人事課	子育て中の男性職員が子育てに関する休暇等を積極的に取得できるよう、制度内容の周知・啓発を図る。	仕事と家庭の両立支援に関する研修の実施やハンドブックの配付等により、職員への周知を図る。
	家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	39	男性の男女共同参画推進のための事業の実施	男女共同参画支援センター	男性に家庭生活等への参画を促す意識を啓発する。	さまざまな世代に対応したテーマを設定して講座等を開催する。
		40	育児・介護等と仕事の両立支援のための事業の実施	男女共同参画支援センター	仕事と育児・介護等の両立を支援する。	働きながら子育てや介護等を両立することに関する講座等を実施する。
		41	育児期の女性の就労継続を支援する講座の開催	男女共同参画支援センター	育児期の女性が就業継続し、スキルアップにつながる支援をする。	妊娠・出産・育児期の女性が仕事を継続するために、具体的に役立つ知識やスキルを習得できる講座を開催する。
		42	障がい者介護支援	障害福祉課	介護者の負担軽減を図ることで、介護と他の活動の両立を支援する。	在宅の心身障害者の地域生活を支援するため、一時預かり・派遣による介護サービス・外出援助等を実施する登録サービス提供団体に補助金を交付する。
		43	障がい児介護支援	子ども福祉課	介護者の負担軽減を図ることで、介護と他の活動の両立を支援する。	在宅の心身障害児の地域生活を支援するため、一時預かり・派遣による介護サービス・外出援助等を実施する登録サービス提供団体に補助金を交付する。
		44	高齢者介護支援	地域包括ケア課	介護者の負担軽減を図ることで、介護と他の活動の両立を支援する。	見守りや部分的介助が必要な高齢者（介護保険認定対象外）の介護者が、休養や旅行等で一時的に介護を離れる間、高齢者が特別養護老人ホーム等で短期宿泊する際のサービス費を受け入れ施設に支給する。
		45	父親サロンの開催	子ども施策推進課	父親に、育児の参画を促進するための支援を行う。	未就学の子どもを持つ父親同士の交流の場として父親サロンを開催する。
		46	送迎保育の実施	子ども施策推進課	保育園の開所時間内に保育園へ児童を送迎できない保護者に代わり、保育ステーションにおいて送迎及びそれに伴う保育を行うことにより、仕事と育児の両立を支援する。	指定私立保育園への児童の送迎及びそれに伴う保育を行う。
		47	一時預かりの実施	子ども施策推進課	市民の育児と他の活動（就職活動、通院、リフレッシュ等）との両立を支援する。	保育ステーション及び地域子育て支援センターにおいて、一時預かりを実施する。
		48	保育所運営（市立）	保育施設課	市立保育所18か所において良質かつ適切な保育サービスの提供に努めるとともに、障がい児保育・延長保育等多様な保育ニーズに応えられるよう、適正な保育所運営の確保に努めることで、市民の育児と他の活動の両立を支援する。	適正な保育所の運営を通じて、良質で適切な保育サービスを提供する。
		49	延長保育の実施	保育入所課	市民の育児と就労等との両立を支援する。	就労形態の多様化や通勤時間に即した保護者のニーズに適切に対応するため、延長保育を実施する。
		50	病児等保育の実施	子ども施策推進課	市民の育児と他の活動との両立を支援する。	病気で患中又は回復期にある生後3ヶ月から小学校3年生までの乳幼児・児童を一時的に保育する。
		51	保育所（園）入所（園）事業（私立等）	保育入所課	市民の育児と他の活動との両立を支援する。	多様化する保育需要に対応するため、市内の民間保育施設（私立保育園、認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、地域型保育事業所）及び市外の保育施設の保育の実施を委託する。
		52	学童保育室運営	青少年課	市民の育児と他の活動との両立を支援する。	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、指導員による学童保育を運営する。
		53	父親を対象とした子育て講座の開催	児童館コスモス	父親に、育児の参画を促進するための意識の啓発を図る。	父親を対象とした子育て講座を開催する。（両親での参加も可能）
		54	父親を対象とした子育て講座の開催	児童館ヒマワリ	父親に、育児の参画を促進するための意識啓発を図る。	父親を対象とした子育て講座を開催する。（両親での参加も可能）
		55	両親学級の開催	健康づくり推進課	妊婦とその配偶者に、育児の参画を促進するための意識啓発を図る。	新生児の保育の講義や沐浴実習など、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を両親で習得するための講座を開催する。
		56	男性の生活自立能力開発のための講座の開催	健康づくり推進課	男性の家事などの生活能力向上を促し、家庭内の固定的性別役割分担の見直しを図る。	男性を対象に、調理技術や栄養知識などを学ぶための講座を開催する。

		No	事業名	所管課所	男女共同参画の視点からの事業目的	手 段
地域社会における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進	57	民生委員・児童委員等への意識啓発	福祉総務課	民生委員・児童委員等に男女共同参画への意識啓発を図る。	民生委員・児童委員等に対し、男女共同参画の促進のための情報提供を行う。
		58	ファミリーサポートセンター事業の充実	子ども施策推進課	地域社会において、市民の育児と他の活動との両立を支援する。	子育ての援助を受けたい方・行いたい方を地域でコーディネートするファミリーサポートセンターを運営するとともに、病児・緊急対応強化事業として、緊急サポートセンター事業を実施する。
	男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進	59	防災活動における男女共同参画の啓発	男女共同参画支援センター	防災分野における男女共同参画を推進する。	防災における女性リーダー養成のための講座等を実施する。
		60	防災活動における女性の参画促進	危機管理室	非常時においても男女の人権が尊重され、また防災分野における方針決定過程への女性の参画が拡大するよう、防災訓練においても男女共同参画の視点を踏まえる。	市が主催する地域の防災訓練において、女性の参加を促す。
		61	防災備蓄品における女性への配慮	危機管理室	被災時における男女のニーズの違いを把握し、備蓄品について女性への配慮を行う。	特に女性が必要と思われる用品を備蓄品として確保する。
		62	防災活動における女性消防団員の参画	警防課	大規模災害等が発生し、避難所を開設した際、女性消防団員が運営の補助にあたり、避難者へのきめ細やかな対応を行う。	避難所運営所管課の職員を講師として、避難所運営に必要な研修を実施する。
	誰もが安心して暮らせる環境の整備	63	困難を抱える女性を支援するための事業の実施	男女共同参画支援センター	さまざまな困難を抱えた女性の自立を促すための支援を行う。	さまざまな困難を抱えた女性が長期的展望をもち生活できるように支援する講座等を実施する。
		64	外国人市民のための情報提供	市民活動支援課	外国人市民のために庁内での通訳や、行政資料の多言語翻訳など自立を促すための支援を行う。	外国人のDV相談などに通訳を派遣するとともに、子育てや福祉など、必要な行政資料を多言語に翻訳して情報提供を行う。
		65	生活困窮者自立支援制度による支援	生活福祉課	生活困窮者に対し、自立のための支援を行う。	生活困窮による自立の過程で、生活困窮者自立支援制度に基づく事業(自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業)等による支援を行う。
		66	障がい者福祉制度による支援	障害福祉課	障がい者に対し、自立のための支援を行う。	障がい者の自立の過程で、必要な場合には障害福祉サービス等(介護給付・訓練等給付)を利用し支援を行う。
		67	介護(予防)サービス事業の実施	介護保険課	介護保険サービスの提供により介護を必要とする人や家族の負担を軽減する。	要介護及び要支援者が、介護を必要とする程度に応じて利用した介護(予防)サービスの費用を介護保険から給付する。
		68	介護保険に関する情報提供	介護保険課	介護保険制度の周知を図り、介護保険サービス利用を促進する。	介護保険パンフレット「あんしん介護保険」を所定場所に配架及び説明会等において配布を行う。同パンフレットをもとに、市ホームページにアクセスすることで、より介護保険制度の周知を図る。
		69	母子生活支援施設への入所	子ども福祉課	児童の養育に困難を抱える母子世帯からの相談を受け、母子世帯に対して保護を行う。	児童の養育に困難を抱える母子世帯からの相談を受け、必要に応じて母子生活支援施設への入所などの支援を行う。
		70	母子家庭等の就労支援	子ども福祉課	母子及び父子家庭の母親及び父親の就労を支援する。	母子及び父子家庭の母親及び父親の就労に結びつくような情報の提供に努めるとともに、就労に有効な資格の取得を支援するため、母子自立支援員の面接を通じ、教育訓練給付金などの支給を行う。
		71	母子家庭等の生活支援	子ども福祉課	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに専婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金を貸付ける。	母子家庭等に対しても、福祉資金の貸付を行う。
	生涯を通じた心身の健康づくり	72	性と生殖に関する健康と権利についての講座の開催	男女共同参画支援センター	市民に、性と生殖に関する健康と権利についての意識の普及・啓発を図る。	性と生殖に関する健康と権利についての講座を開催する。
		73	生涯を通じた女性の健康に関する講座の開催	健康づくり推進課	市民に、生涯を通じた女性の健康に対する意識の普及・啓発を図る。	生涯を通じた女性の健康に関する講座を開催する。
		74	女性特有の疾病の予防・啓発(乳がん)	健康づくり推進課	妊娠・出産等、男性とは異なる身体機能に由来する女性の健康上の問題についての適切な対応を図る。	乳がん検診を実施する。
		75	女性特有の疾病の予防・啓発(子宮頸がん)	健康づくり推進課	妊娠・出産等、男性とは異なる身体機能に由来する女性の健康上の問題についての適切な対応を図る。	子宮頸がん検診を実施する。 ※子宮頸がん検診受診者のうち、医師の判断で必要と認められた方に子宮体部がん検診を実施する。
		76	男性特有の疾病の予防・啓発(前立腺がん)	健康づくり推進課	女性と異なる身体機能に由来する男性の健康上の問題についての適切な対応を図る。	前立腺がん検診を実施する。
		77	思春期保健講座の開催	健康づくり推進課	市内の小中学生に、男女の性の違いや命の大切さについての認識を促すとともに、お互いに尊重し合う意識の啓発を図る。	思春期の性や命の大切さに関する講座を開催する。
		78	不妊治療費の助成	感染症保健対策課	男女の異なる健康上の問題に対して適切な支援を行う。	「特定不妊治療」(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対し、その治療費の一部を助成する。

		No	事業名	所管課所	男女共同参画の視点からの事業目的	手 段
生涯を通じた心身の健康づくり	こころとからだの相談等の充実	79	女性相談の実施	人権・男女共同参画推進課	女性が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、相談体制の充実を図る。	女性の生き方やパートナーに関する悩みの解決を支援するために、専門のカウンセラーが、電話相談及び面接によるカウンセリングを行う。また、必要に応じて関係機関等への同行支援を行う。
		80	女性のための法律相談の実施	人権・男女共同参画推進課	女性が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、相談体制の充実を図る。	男女共同参画支援センターにおいて、女性の弁護士が離婚や職場でのセクシュアル・ハラスメントなどの法律上の問題について面接相談を受ける。
		81	人権相談の実施	人権・男女共同参画推進課	女性が抱える人権に関する悩み等に対し、援助及び救済を行うことで、女性の基本的人権の擁護を図る。	毎月第1・3木曜日、人権擁護委員の日及び人権週間相談日を設け、人権擁護委員による人権相談を行う。また、事業の実施にあたり、広報紙等を通じて周知を図る。
		82	女性の保護・支援	子ども福祉課	夫以外の家族からの暴力の被害を受けているなど、深刻な状況にある女性に対し、安全の確保・支援を行う。※夫や元夫などから暴力を受けている女性については、「NO.93女性の緊急一時保護の実施」で支援を行います。	女性・DV相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と連携し、保護・支援を行う。
		83	精神保健福祉相談の実施	こころの健康支援室	性同一性障害(性別不合)等から派生する精神疾患や生活上の生きづらさを解消するために、保健・医療・福祉の視点からのサポートを行う。	電話相談や来所相談、家庭訪問、同行支援等、本人の意思を尊重したサポートを行う。
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	啓発活動の推進	84	デートDV防止に関する講座等の実施	男女共同参画支援センター	若年者にデートDV防止のための意識啓発を図る。	男女共同参画支援センター等において、講座・出前講座の開催、パネル展示等を実施する。
		85	デートDV防止の啓発	人権・男女共同参画推進課	若年者にデートDV防止のための意識啓発を図る。	デートDV防止についての啓発資料を市内の大学に配付するとともに、成人式の参加者に配付する。
		86	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の集中的な啓発	男女共同参画支援センター	市民にDV防止の意識啓発を図る。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～11月25日)に、DV防止のためのパネル展示などを行う。
		87	市民を対象とした講演等によるDV防止の啓発	人権・男女共同参画推進課 男女共同参画支援センター	市民にDV防止の意識啓発を図る。	DV防止の意識啓発のための講演会または講座を開催する。
		88	広報紙及びホームページによるDV防止の啓発	p	市民にDV防止の意識啓発を図る。	ホームページにDV防止に関する情報を掲載する。また「女性に対する暴力をなくす運動」の期間(11月12日～11月25日)に合わせて、広報紙にDV防止に関する記事を掲載する。
		89	DV・児童虐待発見のための保健医療従事者に対する意識啓発	庶務課	保健医療従事者への意識啓発を行い、DV・児童虐待の早期発見を促す。	研修会やチラシ・パンフレット等の配布により、意識啓発を行う。
	相談支援体制の充実と被害者の安全確保	90	DV相談窓口の周知	人権・男女共同参画推進課	市民にDV相談窓口の周知を図る。	広報こしがやに相談窓口情報を掲載するほか、市内公共施設などに相談窓口案内のカードやリーフレットを設置する。
		91	DV相談の実施	人権・男女共同参画推進課	DV被害者からの相談を受けることで、DV被害者を精神的に支援する。	女性・DV相談支援センターの専門のカウンセラーが電話や面接によりDV被害についての相談を受ける。
		92	DVに関する法律相談の実施	人権・男女共同参画推進課	DV被害者からの相談を受けることで、DV被害者を支援する。	DV被害における法律上の相談を受ける。
		93	女性の緊急一時保護の実施	子ども福祉課	DV被害者(女性)への支援を行う。 ※夫以外の家族から暴力を受けている女性については、「NO. 82女性の保護・支援」で支援を行います。	危険な状況にあるDV被害者(女性)の保護を行う。

		No	事業名	所管課所	男女共同参画の視点からの事業目的	手 段
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	自立に向けた支援体制の充実	94	DV・女性相談による関係機関等への同行支援	人権・男女共同参画推進課	DV被害者等に、自立のための支援を行う。	DV被害者等が各種手続きを行うための窓口や裁判所等へ行く場合の同行支援を行う。
		95	住民基本台帳事務における支援措置	市民課	DV被害者の自立のために支援を行う。	DV被害者の自立を図るため、加害者からの住所地探索を目的とした住民票の写しや戸籍の附票の写しの請求に応じない措置を行う。
		96	国民年金制度に関する情報提供	国保年金課	DV被害者の自立のために支援を行う。	DV被害者の自立の過程で、必要な場合には国民年金制度に関する情報提供を行う。
		97	生活保護制度による支援	生活福祉課	DV被害者に対し、自立のための支援を行う。	DV被害者の自立の過程で、必要な場合には生活保護制度による支援を行う。
		98	高齢の被害者への支援	地域包括ケア課	高齢のDV被害者に、自立のための支援を行う。	被害者の環境上の理由及び経済的理由、心身の状況等を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホーム等に入所措置を行う。
		99	保育所入退所時の支援	保育入所課	DV被害者に、自立のための支援を行う。	DV被害者の自立の過程で、必要な場合には同伴児童の保育所入退所時の支援を行う。
		100	学童保育室入退所時の支援	青少年課	DV被害者に、自立のための支援を行う。	DV被害者の自立の過程で、必要な場合には同伴児童の学童保育室入退所時の支援を行う。
		101	予防接種・健診等における支援	健康づくり推進課	DV被害者に、自立のための支援を行う。	DV被害者の自立の過程で、必要な場合には、本人及び同伴の乳幼児等の予防接種・健診等を行えるよう支援する。
		102	国民健康保険等への加入相談	国保年金課	DV被害者に、自立のための支援を行う。	DV被害者の自立の過程で、必要に応じて国民健康保険への加入について支援を行う。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、後期高齢者医療制度への加入について支援を行う。
		103	就学における支援	学務課	DV被害者に、自立のための支援を行う。	DV被害者の自立過程において、相談等による正確な情報を把握し、本人及び同伴の児童生徒に危険が及ばないように十分配慮しながら、児童生徒の就学について支援を行う。
	関係機関との連携強化	104	二次的被害防止のための職員研修の実施	人権・男女共同参画推進課	市の職員に、DV被害者への二次的被害防止のための意識啓発及び知識習得を図る。	DV被害者への二次的被害防止のため、全職員を対象に階層別（新採用職員、新主幹級職員、管理職員）研修を行うとともに、職務関係者を対象とした研修を行う。
		105	相談員の資質向上のための講座等の開催	人権・男女共同参画推進課	DV相談を行う相談員の資質向上を図り、相談体制を充実させる。	相談員の資質向上のための講座等を開催する。
		106	DV被害者支援のための情報連携	人権・男女共同参画推進課	DV被害者への二次的被害防止及びDV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる市の職員及び関係各課の連携強化を図る。	DV被害者支援に携わる関係各課の相談記録等を活用する。
		107	庁内の連携強化	人権・男女共同参画推進課	DV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる市の職員及び関係各課の連携強化を図る。	庁内の推進体制である男女共同参画行政推進会議のDV被害者支援専門部会において、情報交換を行う。
		108	関係機関との連携強化	人権・男女共同参画推進課	DV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる関係機関との連携強化を図る。	DV被害者支援の過程で、関係機関との連携を行うこともあるため、庁外の関係機関との交流の場である会議に参加し、連携の強化に努める。
		109	県主催のDV被害者支援研修の受講	子ども福祉課	DV被害者支援に携わるケースワーカーに、DV被害者への二次的被害防止及び資質向上のための意識啓発並びに知識習得を図る。	県主催のDV被害者支援に関する研修を受講する。
		110	DV防止対策と児童虐待防止対策との連携強化	子ども福祉課	DV被害者の問題解決や自立支援に向けて適切な対応や二次的被害の防止を図る。	要保護児童対策地域協議会において、女性・DV相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）等の関係機関とDV防止と児童虐待防止の双方の対策を講じる。